

【プロポーザル審査会 設置要綱】

令和7年度 持続可能な観光地の実現に向けたマナー啓発整備等実施事業 業務委託

(目的)

第1条 令和7年度 持続可能な観光地の実現に向けたマナー啓発整備等実施事業 業務委託の実施にあたり、【プロポーザル審査会 設置要綱】令和7年度 持続可能な観光地の実現に向けたマナー啓発整備等実施事業 業務委託（令和7年7月4日決裁）に基づき提出されたプロポーザル企画提案の内容を、適正かつ公平に審査・評価し、契約候補者を選定するため、令和7年度 持続可能な観光地の実現に向けたマナー啓発整備等実施事業 業務委託 プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) プロポーザル企画提案の審査・評価に関すること。
- (2) 契約候補者の選定に関すること。
- (3) その他プロポーザル企画提案を審査・評価するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる審査員をもって組織する。

2 審査員の任期は、契約候補者を選定するまでとする。

(審査員長)

第4条 審査会に審査員長を置き、審査員の互選によりこれを定める。

2 審査員長は、会務を総轄し、審査会を代表する。

3 審査員長に事故があるときは、審査員長があらかじめ指名する審査員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要に応じて一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会 会長が招集する。

2 審査会の会議は、審査員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査員長は、必要があると認めるときは、審査員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(審査・評価の方法)

第6条 プロポーザル企画提案の審査・評価の方法については、令和7年度 観光ビジョンに基づく持続可能な観光地域づくり整備促進事業業務委託プロポーザル審査要領（令和7年5月12日決裁）による。

(秘密の保持)

第7条 審査員は、審査を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も

同様とする。

（利害関係に関する申告等）

第 8 条 審査員は、本件の審査・評価に関し提案者と利害関係を有する場合は、その旨を審査員長に申告しなければならない。

2 審査員は、提案者から故意の接触があった場合は、審査員長へ報告しなければならない。

（報酬の額）

第 9 条 第 3 条に掲げる者の報酬額は、「高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ、日額 7,700 円とする。

2 旅費が発生する場合には「高山市職員の旅費に関する条例」に規定する 7 級等の職員の旅費額に相当する額とする。

（庶務）

第 10 条 審査会の庶務は、一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会において行う。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条関係）

区 分	人 数
外部有識者	3 名
観光関係団体代表者	1 名
行政代表者（高山市）	1 名